

2019年7月31日（水）  
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課  
消費生活相談・消費者教育グループ  
担当 近藤、辻本  
内線 5031・5036  
ダイヤル 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2019年7月号（No. 373）＞

### 浄水器の悪質な訪問販売に関する20代からの相談が急増！

～「水質検査に来ました」と言われたら要注意～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、水質検査を口実にした強引な浄水器の訪問販売に関する相談が多数寄せられており、直近の一年間では、20代からの相談が急増しています。（2018年7月～2019年6月 54件、前年同期36件）

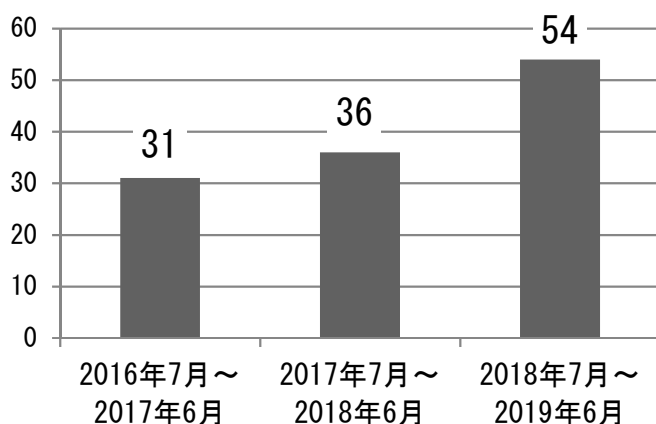
#### 特徴

- 「水質検査に来ました。」などと言って突然訪問し、塩素に反応する試薬を使って水道水に有害な物質が含まれているかのように説明し、「このままでは健康に支障をきたす。」などと不安にさせ、強引に高額な浄水器のレンタルや購入を勧めます。

#### アドバイス

- 業者を安易に家の中に入れてないようにしましょう。
- 業者の説明を鵜呑みにせず、必要がなければ、きっぱり断りましょう。
- 契約を迫られても、その場で契約せず、一旦帰ってもらい、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフ（有効な契約書面を受け取った日を含めて8日間）や契約の取消等ができる場合があります。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◆浄水器の訪問販売に関する20代からの相談件数  
【集計時点：2019年7月22日】



◇ 消費者ホットライン

☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。